

市長が定める熱分解の方法

平成 23 年 3 月 1 日

長野市環境部長

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成 22 年長野市規則第 45 号）第 29 条第 2 項第 3 号に規定する市長が定める方法は、以下のとおりとする。

- 1 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次のとおりとする。
 - (1) 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
 - (2) 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
 - (3) 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合（処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を定期的に測定し、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量に対し 40 パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量に対し 25 パーセント以下である場合（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）に限る。）にあつては、排水口から火炎又は日本工業規格 D8004 に定める汚染度が 25 パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。
 - (4) 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。
- 2 前項以外の場合にあつては、同項第 1 号及び第 2 号の規定の例による。